

平成 25 年 5 月 31 日  
九州電力株式会社

## 玄海原子力発電所操業差止訴訟第 5 回口頭弁論について

本日14時から、佐賀地方裁判所において、玄海原子力発電所操業差止訴訟の第5回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（平成24年1月31日）から6次（平成25年4月12日）にわたり、提訴されたものであり、当社は、原告の請求の棄却を求めています。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上